

平成 21 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書における
第 2 ワーキンググループ検討結果
(ワークライフバランスの状況を把握するための関係統計の整備)

ワークライフバランスに関する包括的かつ多面的知見を得るため、雇用・労働と家族・世帯に関する統計について関係府省共同の検討会（研究会）を設置するなど、関係府省による横断的な検討が不可欠である。特に、以下の取組を実施することが必要である。

- (i) 雇用・労働に関する世帯及び企業・事業所ベースの統計調査結果を総合的に分析すること
- (ii) 少子高齢化の進展と就業構造の変化の関係を解明するため、既存の雇用・労働関係統計と家族・世帯関係統計を検討し、両者を関連付けるために必要な調査項目を追加すること
- (iii) ワークライフバランスの状況を明らかにするため、既存の大規模標本調査に「結婚時期」などの新しいワークライフバランス関連調査項目を追加する等の統計整備について検討を行うこと
- (iv) 就業意欲、結婚意識、出産・子育て意識などワークライフバランスに関する意識調査項目についても、その信頼性や比較可能性を含めた技術的課題に配慮しつつ、既存統計への導入可能性等について検討を行うこと